

(仮称)江差第一風力発電事業
環境影響評価方法書についての
意見の概要と事業者の見解

令和 6 年 10 月

江差ウインドパワー株式会社

目 次

第 1 章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	1
(4) 縦覧期間	2
(5) 縦覧者数	2
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催	2
(1) 開催日時	2
(2) 開催場所	2
(3) 来場者数	2
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握	3
(1) 意見書の提出期間	3
(2) 意見書の提出方法	3
(3) 意見書の提出状況	3
第 2 章 環境影響評価方法書について提出された 環境の保全の見地からの意見の概要と事業者の見解	4

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)を作成した旨及びその他の事項を公告し、方法書及び要約書を公告の日から起算して1ヶ月と2週間の間、縦覧に供するとともに、インターネット利用により公表した。

(1) 公告の日

令和6年7月31日(水)

(2) 公告の方法

① 朝刊新聞による公告

令和6年7月31日(水)付で、下記の新聞に「お知らせ」公告を掲載した。

- ・北海道新聞函館版(朝刊33面) [別紙1参照]
- ・函館新聞(朝刊11面) [別紙1参照]

② 広報誌によるお知らせ

下記の江差町及び厚沢部町の広報誌に「お知らせ」を掲載した。

- ・広報えさし(令和6年8月号) [別紙2参照]
- ・広報あつさぶ(令和6年8月号) [別紙2参照]

③ ポスティングによるお知らせ

乙部町は民間事業について広報誌やインターネットによるお知らせを掲載しない方針であるため、乙部町のご提案を受け、下記のとおり方法書の届出、縦覧及び説明会の開催等の周知を行った。

- ・ポスティング(郵便局のタウンプラスを利用) [別紙3参照]
- ・令和6年7月31日付
- ・乙部町内全15地域の1,573戸

④ インターネットによるお知らせ

令和6年7月31日(水)から、下記のウェブサイト「お知らせ」を掲載した。

- ・事業者ウェブサイトに掲載 [別紙4参照]
- ・北海道庁ウェブサイトに掲載 [別紙5参照]
- ・江差町ウェブサイトに掲載 [別紙6参照]
- ・厚沢部町ウェブサイトに掲載 [別紙7参照]

(3) 縦覧場所

下記の関係自治体庁舎において縦覧を行った。また、事業者のウェブサイトにおいて、インターネットの利用により公表した。

① 関係自治体庁舎での縦覧

- ・北海道檜山振興局保健環境部環境生活課
- ・江差町役場総務課
- ・乙部町役場
- ・厚沢部町役場

② インターネットの利用による公表

- ・事業者ウェブサイトにおける方法書及び要約書の公表 [別紙4参照]

※公告に事業者ウェブサイトURLを記載し、北海道、江差町及び厚沢部町のウェブサイトに事業者ウェブサイトへのリンクを掲載することにより、方法書及び要約書の参照を可能とした。

(4) 縦覧期間

期間: 令和6年7月31日(水)～令和6年9月13日(金)まで(庁舎は土・日・祝日を除く)

(法律に基づく縦覧期間は、令和6年7月31日(水)～令和6年8月30日(金)まで)

時間: 庁舎は午前9時00分～午後5時00分まで

※なお、インターネットの利用による縦覧は、上記の期間中、常時アクセス可能な状態とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数(総数) 11件 (縦覧者名簿記載者数)

(内訳)

- | | |
|---------------------|-----|
| ・北海道檜山振興局保健環境部環境生活課 | なし |
| ・江差町総務課 | 1件 |
| ・乙部町役場 | 10件 |
| ・厚沢部町役場 | なし |

なお、インターネットの利用によるウェブサイトへのアクセス数は813回であった。

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条第2項の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

説明会の開催の公告は、方法書の縦覧等に関する公告(お知らせ)と同時に行った。

(1) 開催日時

第1回: 令和6年8月26日(月)18時30分～19時00分(来場者がいなかったため中止)

第2回: 令和6年8月27日(火)18時30分～20時00分

第3回: 令和6年8月28日(水)18時30分～20時00分

(2) 開催場所

第1回: 江差町水堀コミュニティセンター集会室(江差町水堀町28)

第2回: 乙部町民会館大ホール(乙部町字館浦4-1)

第3回: 厚沢部町町民交流センターあゆみ交流ホール(厚沢部町新町181-6)

(3) 来場者数

第1回: 0名

第2回: 50名

第3回: 1名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた(意見書のフォーマットは、別紙8参照)。

(1) 意見書の提出期間

令和6年7月31日(水)～令和6年9月13日(金)まで

※郵送の場合は、当日消印有効

(2) 意見書の提出方法

- ・縦覧場所に備え付けた意見書箱への投函
- ・事業者への郵送による書面の提出

(3) 意見書の提出状況

意見書の提出は30通であった。

(意見書箱への投函は江差町1通、乙部町27通、事業者への郵送2通)

第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づき、方法書について、環境の保全の見地から提出された意見は30件であった。

「環境影響評価法」第9条及び「電気事業法」第46条の6第1項の規定に基づく、方法書についての意見の概要及びこれに対する当社の見解は、次のとおりである（意見の概要は意見の原文のままを示す）。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	当社の見解
1	計画区域内には、周知の埋蔵文化財包蔵地の存在が示されています。 この地域の一部は以前ジャガイモの栽培地として利用されており、子どものころそこで縄文時代の矢じりや磨製石斧を拾い集めていた地域でもあります。隣接する逆川森林公園では多くの土器のかけらが存在していました。 事業実施に伴う施設設置工事や仮設道路施工に当たって遺跡や遺物を発見した場合には速やかに町担当課と協議し、指示を仰ぐべきと考えます。	対象事業実施区域内では西側の一部において埋蔵文化財が確認されておりますが、風車設置予定地が埋蔵文化財に該当・隣接しているかについて、江差町教員委員会と詳細確認を実施しております。「埋蔵文化財保護のための事前協議について」を江差町教育委員会に申請済みであり、対象地の所在調査を実施いただく予定です。 また、工事の実施にあたっては、「土木工事等に伴う埋蔵文化財保護の流れ」に基づき手続きを進め、工事において埋蔵文化財や遺跡が発見された場合には、北海道教育委員会等の関係機関のご指示を受けながら対応してまいります。
2	環境影響評価項目の選定で「超低周波音」を対象としているが、超低周波音が聞こえるかどうかではなく、低周波が人体に与える影響を懸念している。アセスをやっても「聞こえないので大丈夫です」という結果が目に見えているが、そうではなく、低周波が人体に与える影響を評価してほしい。	環境省では、風力発電施設から発生する音と健康影響の関係について、国内外の様々な研究結果を整理しています。その結果、風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響について、明らかな関連を示す知見は確認できず、風車騒音と他の様々な騒音の実測値(1～20kHz)と比較しても、風車騒音で特に低い周波数成分の卓越がみられるわけではないとされています。それを踏まえ、環境省では、騒音を対象として「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」を定めています。 また、上記により、超低周波音については、経済産業省の風力発電所の参考項目から外れましたが、本事業では、風車の稼働による住民の方々のご懸念を踏まえ、環境影響評価項目として選定し、超低周波音についても現地調査で現況を把握し、風車による影響を予測・評価してまいります。
3	現在の候補地に建設するのは反対。 どうしても必要なのであれば、もっと江差町寄りに建設すべき。 説明会の参加人数が示すとおり関心度(不信心)が高いのは、乙部町民であることを理解し、今回(8月27日)で参加者から出された意見や疑問を全員が納得するよう、確実な回答をしていただきたい。	対象事業実施区域は、良好な風況が見込まれる自然特性、江差港に近い立地特性、国道や送電線の整備状況等の様々な観点を踏まえて、風力発電の適地と判断し選定しております。対象事業実施区域周辺には住宅や環境配慮施設が分布している地域であることに十分配慮して、今後、現地調査や予測を行い、その結果を踏まえて風力発電設備等の配置や環境保全措置を検討することで、周辺環境に配慮した事業を推進していきたいと考えております。 調査、予測及び評価の結果につきましては、次の環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)段階において図書の縦覧や説明会を開催し、住民の皆さまにご理解いただけますよう努めてまいります。

No.	意見の概要	当社の見解
4	評価方法書については、冬季のデータが無いのはおかしい。 内容については信用できないのではないか。 杜撰な方法書になるのではないか。 風車の位置を変更し、乙部町から遠ざけるべき。	方法書は、環境影響評価にあたって今後の調査、予測及び評価の手法を示した図書となります。施設の稼働を対象とした騒音の調査期間は、 ・南西の風が卓越する春季 ・東寄りの風が卓越する夏季 ・北西～西北西の風が卓越する秋季 の3季を選定しております。なお、冬季は暴風雪の影響を受けやすく、本来の調査対象となる残留騒音の測定が厳しいと想定されること、冬季は秋季と同様に西北西の風が卓越する傾向にあることから、秋季において調査を行うこととしております。これらの調査時期の選定理由は、方法書にも記載しております。 また、対象事業実施区域周辺には住宅や環境配慮施設が分布している地域であることに十分配慮して、今後、現地調査や予測を行い、その結果を踏まえて風車の位置や環境保全措置を検討することで、周辺環境に配慮した事業を推進していきたいと考えております。
5	乙部町内で子を持つ母です。説明会にも参加させていただきました。 乙部町内からほど近くに建設されることによる、健康被害について非常に不安をおぼえました。 現在の建設計画では、音、健康被害、景観の問題・・・子どもの将来に残したくない課題ばかりです。 反面、電気代が安くなる、町に経済的な効果が出て、何か子どもに、現在の生活にメリットになるようなことは一つもない。なぜ、乙部町民ががまんしなければならぬのでしょうか。 現在の予定区域への建設を反対します！ 別区域への建設を再検討して下さい。	本事業では、環境影響評価の手続きを通して周辺の生活環境や自然景観等にも配慮しながら風力発電事業を展開することにより、脱炭素社会の実現に向けた国の政策や自治体の取組に寄与していきたいと考えております。 一方、風力発電事業においては、ご意見に挙げられているように音や健康被害、景観等の影響が懸念されることも承知しております。対象事業実施区域周辺には住宅や環境配慮施設が分布している地域であることに十分配慮して、今後、騒音や超低周波音、景観等も含めて現地調査や予測を行い、その結果を踏まえて風力発電設備等の配置や環境保全措置を検討することで、周辺環境に配慮した事業を推進していきたいと考えております。
6	乙部町が観光地としてプロモーションを行っている滝瀬海岸から近い場所を選んだの立地には反対 あえて町境に建設する意図を感じる 江差の山を拠点に検討すべき	方法書において、滝瀬海岸の「シラフラ眺望スペース」を景観の主要な眺望点として選定しております。この眺望点から方法書段階の最寄りの風車まで約 2km 離れていること、手前に丘陵地が位置していることから、現時点では風車の可視範囲は限られるものと想定しております。今後、準備書段階で現況の眺望写真に風車を重ね合わせたフォトモンタージュを作成することにより、眺望の変化と影響の程度を把握いたします。
7	周辺地域住民等の人体への悪影響が無いこと、自然環境破壊に繋がらないこと、景観を阻害することが無いことが事業実施の前提であるべきと考えます。 乙部町で開催された説明会では、環境影響評価に係る調査実施の説明はされたものの、調査結果による事業実施への影響や判断数値などは示されなかった。 調査項目や方法は、国の基準により実施することだが周辺地域の実情のへ配慮は不十分であると言わざるを得ないので再考願いたい。	環境影響評価の手続きにおいては、生活環境や自然環境、景観等の多くの項目について現地調査を行い、周辺環境の現況を把握した上で、事業による影響の程度を予測・評価いたします。その影響の程度に応じて環境保全措置を検討し、事業計画に反映させる流れとなります。 今回の説明会は、今後実施する環境影響評価の調査、予測及び評価の手法を示した方法書の内容について説明する目的で開催したものです。今後、方法書の内容に基づき調査、予測及び評価を行い、その結果につきましては次の準備書段階において図書の縦覧や説明会を開催し、住民の皆さまにご理解いただけますよう努めてまいります。

No.	意見の概要	当社の見解
8	日常生活や健康面での影響が出ないか不安です。隣接する町や町民に影響がない、候補地の選定がされつくしたのか、疑問が残ります。候補地の再考をお願いしたいです。	対象事業実施区域は、良好な風況が見込まれる自然特性、江差港に近い立地特性、国道や送電線の整備状況等の様々な観点を踏まえて、風力発電の適地と判断し選定しております。対象事業実施区域周辺には住宅や環境配慮施設が分布している地域であることに十分配慮して、今後、現地調査や予測を行い、その結果を踏まえて風力発電設備等の配置や環境保全措置を検討することで、周辺環境に配慮した事業を推進していきたいと考えております。
9	地域住民の人体に悪影響をおよぼし、また自然景観を損なう支障物体はさけるべきと思います。風車については反対です。	本事業では、環境影響評価の手続きを通して周辺の生活環境や自然景観等にも配慮しながら風力発電事業を展開することにより、脱炭素社会の実現に向けた国の政策や自治体の取組に寄与していきたいと考えております。
10	○畑仕事作業中に風車の音で頭が痛くなる。 ○テレビのうつりが悪くなる。 ○外にでかける時も音で頭が痛くなる。 ○夜ねている時うるさい。 ○精神的に具合が悪くなる。	環境省では、風力発電施設から発生する音と健康影響の関係について、国内外の様々な研究結果を整理しており、その結果、風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響について、明らかな関連を示す知見は確認できないとされています。それを踏まえ、環境省では、騒音を対象として「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」を定めており、地域の状況に応じて、生活環境に支障が生じないレベルを考慮して指針値を設定しております。本事業の環境影響評価においても、風車の稼働に伴う騒音について予測を行い、この指針との整合性を評価いたします。 テレビの電波障害につきましては、「環境影響評価法」の対象項目ではありませんが、本事業による影響が明らかである場合には、対策を検討してまいります。
11	風車設置場所及び作業道路設置による森林伐採面積はどの程度なのか？ その伐採する森林の CO ₂ 吸収量はどのくらいなのか？	準備書において、本事業の実施に伴う二酸化炭素削減量を具体的に記載いたします。その中で、本事業の実施に伴う森林伐採面積や伐採に伴う二酸化炭素吸収消失量についても明らかにいたします。
12	建設に伴う産業廃棄物の処理方法の記載がない。 産廃の運搬ルートなどのアセスが見込まれていない。	建設に伴う産業廃棄物の処理方法は、今後の準備書において記載する事項となります。産業廃棄物の運搬ルートは未定ですが、国道 227 号や国道 229 号等を走行するものと想定されます。
13-1	方法書 3 ページに対象事業の目的に「江差町」「乙部町」「厚沢部町」「檜山振興局」「檜山地域が一丸となって」「ひやまゼロカーボンネットワークの設置」などの記載があるが、対象事業の目的としてつながりや関係のない固有名詞を並べ、あたかも記載の自治体、団体が風車建設を推進しているかのような誤解を招くものである。記載の各町や団体に対象事業の目的として記載する旨の了承は得ているのか。また、ゼロカーボンに資する具体的な記載がなく、あたかも風車を建設すると地域の脱炭素となるような誤解を招くものである。更には、文章の結びには、「北海道、檜	温室効果ガスの削減は、世界的に取り組むべき課題であり、我が国では「カーボンニュートラル」を宣言し、2050 年までに温室効果ガスの排出量を全体としてゼロにすることを宣言しています。この国の対策・施策、削減目標を踏まえ、北海道では「ゼロカーボン北海道推進計画」を策定し、重点的取組のひとつとして、陸上風力発電の導入目標値を掲げています。檜山振興局においても「ゼロカーボン」を掲げ、乙部町、江差町、厚沢部町もそれぞれ「ゼロカーボンシティ宣言」を行い、2050 年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとすることを目指すとしています。このような

No.	意見の概要	当社の見解
	山振興局、江差町の取組に寄与していく」とのことだが、ここに記載のない環境影響を見込む乙部町や厚沢部町に対する記載がなく、環境アセスメントの記載の対象事業の目的として疑問である。	情勢を踏まえ、本事業では風力発電事業を展開することにより、脱炭素社会の実現に向けた国の政策や自治体の取組に寄与していきたいと考えております。
13-2	方法書 152 ページに「対象事業実施区域周辺の丘陵地や農地には既存の風力発電機が複数みられ、地域の景観構成要素のひとつとなっている」との記載があるが、当該既存風車については、乙部町の周辺地域に対して説明が一切なく建設されたもので、その地域にとっては景観を阻害されているだけではなく、騒音等、現在においても影響を受けている。風力発電機が景観構成要素のひとつとなっているのは一部地域に限定されているものであり、あたかも既存の風力発電機がその設置地域全体に馴染んでいるような誤解を招く記載である。	他事業者による風力発電事業の経緯や手続きの詳細につきましては、弊社ではわかりかねますが、本事業では「環境影響評価法」に基づき、事前に景観や騒音等の調査、予測及び評価を行い、その結果について、今後の準備書で縦覧し、説明会を開催いたします。既存の風力発電機に関する記載につきましては、周辺地域に実在する景観を構成する要素として客観的な視点から記載しております。
14	住民説明会について ・司会が回答しないほしい ・質問の内容を確認せず、また、回答内容についての確認をせず、強引に次の質問に切り替えないほしい ・ほとんどが質問に対する回答になっていない ・女性の方の説明がほとんど聞こえなかった ・発言者にマイクを使わせないのはどうしてか	説明会では、司会も環境影響評価に携わる立場として出席しております。また、質疑応答を開始する前に、ご質問がある場合は挙手していただき、司会が指名した後、係の者がマイクをお持ちし、差し支えなければお住まいの町名とお名前を述べられてからご質問をいただき、といった流れを事前にご説明させていただいております。実際には、マイクをお持ちする前に発言されてしまう場面もありましたが、基本的には上記の流れに基づき進行し、ご質問の主旨を確認した後で回答させていただき、追加のご質問があればそれも踏まえて対応させていただきました。マイクの音量につきましては、説明会の中で「聞こえない」というご発言が挙げられず、質疑応答も特段問題なく進行したため、聞こえにくい事象を認識しておりませんでした。ご意見を踏まえ今後留意してまいります。
15	隣接する乙部町の意見を重視するべき。 ・江差町は無関心なのか、全面的に推進しているのかわかりませんが、乙部町に関しては、大きな関心があり、意見もされている。 ・説明会では、少なくとも乙部町側から、できる限り距離を取り、懸念される低周波や景観に配慮している努力を見せてほしい。	対象事業実施区域周辺には住宅や環境配慮施設が分布している地域であることに十分配慮して、今後、低周波音や景観等も含めて現地調査や予測を行い、その結果を踏まえて風力発電設備等の配置や環境保全措置を検討することで、周辺環境に配慮した事業を推進していきたいと考えております。調査、予測及び評価の結果につきましては、次の準備書段階において図書の縦覧や説明会を開催し、住民の皆さまにご理解いただけますよう努めてまいります。
16	(1)ローターが 120～160mも大きな風車は景観上からみても好ましくない。 (2)風車音、TV ノイズでよく見えないことから設置には反対！ (3)冬期間の海風(南西風)の風車音がとても心配である。 (4)既存施設からの影響がある地域住民の声をしっかり聞いてもらいたい。 (5)江差エリアの設置であるが、大きく影響をうけるのは乙部町住民である。置置には強く反対する。 (6)乙部国保病院、介護施設から 1,600～1,800mと近く、騒音等が強く懸念される。	対象事業実施区域周辺には住宅や環境配慮施設が分布している地域であることに十分配慮して、今後、騒音や景観等も含めて現地調査や予測を行い、その結果を踏まえて風力発電設備等の配置や環境保全措置を検討することで、周辺環境に配慮した事業を推進していきたいと考えております。 騒音については、冬季は暴風雪の影響を受けやすく、本来の調査対象となる残留騒音の測定が難しいと想定されること、冬季は秋季と同様に海風(西北西の風)が卓越する傾向にあることから、秋季に調査を行うこととしております。また、海風(南西の風)が卓越する春季にも調査を行います。

No.	意見の概要	当社の見解
	(7) 住民が正しく判断できる、わかりやすい資料とデータを提供してもらいたい。	これらの調査、予測及び評価の結果につきましては、次の準備書段階において図書の縦覧や説明会を開催し、住民の皆さまにご理解いただけますよう努めてまいります。 テレビの電波障害につきましては、「環境影響評価法」の対象項目ではありませんが、本事業による影響が明らかである場合には、対策を検討してまいります。
17	・2 階に住む孫が夏期間特窓を空けると勉強に集中できない ・テレビの映像が悪い。特に風と騒音が気になって熟睡できない ・孫や子の健康状態が心配である。これ以上の騒音などで生活をおびやかしてほしくない ・精神的なダメージ、徐々にせまるような健康被害が心配	環境省では、風力発電施設から発生する音と健康影響の関係について、国内外の様々な研究結果を整理しており、その結果、風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響について、明らかな関連を示す知見は確認できないとされています。それを踏まえ、環境省では、騒音を対象として「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」を定めており、地域の状況に応じて、生活環境に支障が生じないレベルを考慮して指針値を設定しております。本事業の環境影響評価においても、風車の稼働に伴う騒音について予測を行い、この指針との整合性を評価いたします。 テレビの電波障害につきましては、「環境影響評価法」の対象項目ではありませんが、本事業による影響が明らかである場合には、対策を検討してまいります。
18	風車による騒音、健康被害が心配である。目まいや、耳鳴りを訴える人々もいる。未来のある子供達や孫達、これからの長い人生、窓も空けられずこの先ずっと日常生活が脅かされ、ストレスとなって、ただ我慢の泣き寝入り生活だけは絶対に避けなければなりません。もうたくさんです。 又、テレビ受信不良で楽しい時間が脅かされている。風の穏やかな日は画像のチラチラもなく見られるが風の強い日は特にテレビを見る気持ちになれなくなり諦める事もある。何か人の目で確認できないもので影響され安心、安全の生活が遠のいている。 又、地域の農家の方々の飼う家畜にも、受胎できない、流産したなどの話を聞くことが多々ある。少なからず人間やいろいろな事案に影響をしている事は危惧されます。 よってこれ以上私達の生活、安心を脅さないで下さい。お願いします。	環境省では、風力発電施設から発生する音と健康影響の関係について、国内外の様々な研究結果を整理しており、その結果、風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響について、明らかな関連を示す知見は確認できないとされています。それを踏まえ、環境省では、騒音を対象として「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」を定めており、地域の状況に応じて、生活環境に支障が生じないレベルを考慮して指針値を設定しております。本事業の環境影響評価においても、風車の稼働に伴う騒音について予測を行い、この指針との整合性を評価いたします。 また、風力発電施設による家畜への影響につきましては、明らかな関連を示す文献や知見は確認されておりません。 テレビの電波障害につきましては、「環境影響評価法」の対象項目ではありませんが、本事業による影響が明らかである場合には、対策を検討してまいります。
19	テレビの映りが悪くなる。 風車が回っている音で頭痛になる。	テレビの電波障害につきましては、「環境影響評価法」の対象項目ではありませんが、本事業による影響が明らかである場合には、対策を検討してまいります。 また、環境省では、風力発電施設から発生する音と健康影響の関係について、国内外の様々な研究結果を整理しており、その結果、風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響について、明らかな関連を示す知見は確認できないとされています。

No.	意見の概要	当社の見解
		す。それを踏まえ、環境省では、騒音を対象として「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」を定めており、地域の状況に応じて、生活環境に支障が生じないレベルを考慮して指針値を設定しております。本事業の環境影響評価においても、風車の稼働に伴う騒音について予測を行い、この指針との整合性を評価いたします。
20	必要ありません	本事業では、環境影響評価の手続きを通して周辺の生活環境や自然環境等にも配慮しながら風力発電事業を展開することにより、脱炭素社会の実現に向けた国の政策や自治体の取組に寄与していきたいと考えております。
21	過去に風車による被害(風車音、TVノイズ)があり、さらに今回は現行の風車より数倍も大きいものが設置されれば、相像もつかない被害が想定される。設置には強く反対します。	今後、騒音等も含めて現地調査や予測を行い、その結果を踏まえて風力発電設備等の配置や環境保全措置を検討することで、周辺環境に配慮した事業を推進していきたいと考えております。 テレビの電波障害につきましては、「環境影響評価法」の対象項目ではありませんが、本事業による影響が明らかである場合には、対策を検討してまいります。
22	※窓も開けられない音うるさくて	今後、騒音等も含めて現地調査や予測を行い、その結果を踏まえて風力発電設備等の配置や環境保全措置を検討することで、周辺環境に配慮した事業を推進していきたいと考えております。
23	※音がすごいうるさい為	今後、騒音等も含めて現地調査や予測を行い、その結果を踏まえて風力発電設備等の配置や環境保全措置を検討することで、周辺環境に配慮した事業を推進していきたいと考えております。
24	目的に記載の脱炭素への取り組みに関して具体的な記載がない。再エネ設備を設置しただけでは、地域の脱炭素にはならない。	本事業では、風力発電事業を展開することにより、脱炭素社会の実現に向けた国の政策や自治体の取組に寄与していきたいと考えております。 本事業を実施することによる二酸化炭素削減量につきましては、準備書において記載いたします。
25	※今の風力の並に大きな、風力が9機も立とう話を聞き驚いて今す。江差方面からの南風の、吹き下の風で風力発電の騒音で朝まで眠れない日もなん日も有ります。出来るなら今の風力も取り外して欲しいです。どうして、風力の騒音が、うるさい風力発電を1K～2Kにも充ない民家の近くに建るのか。理解ができません。 今現在騒音被害を、受けて、居るのわ、旭岱地区と姫川地区だと思います。これ以上民家の近に風力発電電気が建のわ、人間、生存の侵害です。 風力発電建てるのわ、断固、反対です。	対象事業実施区域周辺には、旭岱地区や姫川地区を含めて住宅や環境配慮施設が分布している地域であることに十分配慮して、今後、騒音等も含めて現地調査や予測を行い、その結果を踏まえて風力発電設備等の配置や環境保全措置を検討することで、周辺環境に配慮した事業を推進していきたいと考えております。 風車からの騒音については、環境省が「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」を定めており、地域の状況に応じて、生活環境に支障が生じないレベルを考慮して指針値を設定しております。本事業の環境影響評価においても、風車の稼働に伴う騒音について予測を行い、この指針との整合性を評価いたします。

No.	意見の概要	当社の見解
26	8月27日説明会に参加しました。 自然エネルギーは大事ですが、今回の様に小学校、 国保病院、人家、老人ホームから、1.6K 位しか離れていない場所に建設する事は反対です。	対象事業実施区域周辺には住宅や環境配慮施設が分布している地域であることに十分配慮して、今後、騒音や景観等も含めて現地調査や予測を行い、その結果を踏まえて風力発電設備等の配置や環境保全措置を検討することで、周辺環境に配慮した事業を推進していきたいと考えております。
27	・乙部町民には害がなく、メリットが何もないので建設に反対。 ・乙部との町境からもっと離して建設すればいいのではないか。 ・反対や苦情がないのであれば、水堀地区やもっと市街地に近い場所に建設すればいいのではないか。 ・そもそも江差町のゾーニングがインチキくさい。	対象事業実施区域は、良好な風況が見込まれる自然特性、江差港に近い立地特性、国道や送電線の整備状況等の様々な観点を踏まえて、風力発電の適地と判断し選定しております。対象事業実施区域周辺には住宅や環境配慮施設が分布している地域であることに十分配慮して、今後、現地調査や予測を行い、その結果を踏まえて風力発電設備等の配置や環境保全措置を検討することで、周辺環境に配慮した事業を推進していきたいと考えております。
28	自宅から近いので騒音等が心配。 建設反対！	対象事業実施区域周辺には住宅や環境配慮施設が分布している地域であることに十分配慮して、今後、騒音等も含めて現地調査や予測を行い、その結果を踏まえて風力発電設備等の配置や環境保全措置を検討することで、周辺環境に配慮した事業を推進していきたいと考えております。
29	1ー表 4.1-2 環境影響評価項目の選定の「水環境」が建設機械の稼働、施設の稼働時に対象外となっています。これは、山の尾根が改ざんされることにより水環境が運転時も変わる事が考慮されていません。継続的に観察し水の混濁や汚染などが風水害時に発生していないか観測する必要があります。 2ー天然記念物のオオワシなどのバードストライクが多発しています。 予防策を先に立てて下さい。 3ー風下においては風の減衰により色々な影響がありますがそれが付近一帯にどのような効果をもたらすか調べて下さい。 4ー大型建造物の保安基準や災害時に飛散する部品やオイルなどどの範囲に拡散するかまたそれを現況復帰する資金と方法を明記して下さい。 5ー図 2.2-9 NEDO 局所風況マップ(地上 70m) 風況が設備後どう変わって生態系にどういった影響があるかを検証して、現況復帰に努めて頂きたいです。	1ー工事にあたっては、建設機械を用いて河川等のしゅんせつ工事を行わないことから、「建設機械の稼働に伴う水質」は環境影響評価項目として選定しておりません。また、施設の稼働時には土砂を発生させる要因はなく、風力発電機ヤード内等の雨水は沈砂池で処理した後に放流することから、「施設の稼働に伴う水質」についても環境影響評価項目とはしておりません。 2ーオオワシ等の希少猛禽類については、現地調査において対象事業実施区域及び周辺での営巣や採餌を含めた利用状況を把握し、その状況に応じて必要な環境保全措置を検討いたします。 3ー風車騒音の予測において、風向(風下)を考慮した定量的な予測手法は確立されていないため、風力発電機のパワーレベル最大値を用いて、音の伝搬理論に基づく計算においても影響が大きくなる条件を設定し、風車による騒音の最大影響を予測いたします。 4ー風車建設前に法令に基づく構造計算により風車が倒壊、崩壊等することがないように安全性を確保いたします。 5ー施設稼働後においては、対象事業実施区域上空の風況(風向・風速)を常時監視いたします。また、事後調査において、生態系の上位に位置し、風力発電事業により影響を受ける可能性が考えられる希少猛禽類を対象に生息状況を把握していく考えです。

No.	意見の概要	当社の見解																												
30-1	土砂災害の恐れ及び生態系攪乱の恐れがあることから、本事業計画の撤回を求めます。 ■風車番号 本方法書では風車番号が付けられていません。意見書を書く際に必要ですので、暫定でもよいので付けてください。本意見書では下表のものを我们用います。 <table><tr><th>風車番号</th><th>緯度経度</th></tr><tr><td>#1</td><td>N41° 57' 19"E140° 09'12"</td></tr><tr><td>#2</td><td>N41° 57' 29"E140° 09'17"</td></tr><tr><td>#3</td><td>N41° 57' 35"E140° 09'29"</td></tr><tr><td>#4</td><td>N41° 57' 18"E140° 09'35"</td></tr><tr><td>#5</td><td>N41° 57' 26"E140° 09'51"</td></tr><tr><td>#6</td><td>N41° 57' 15"E140° 10'06"</td></tr><tr><td>#7</td><td>N41° 57' 23"E140° 10'13"</td></tr><tr><td>#8</td><td>N41° 57' 05"E140° 10'14"</td></tr><tr><td>#9</td><td>N41° 57' 15"E140° 10'27"</td></tr><tr><td>#10</td><td>N41° 56' 40"E140° 09'33"</td></tr><tr><td>#11</td><td>N41° 56' 51"E140° 09'21"</td></tr><tr><td>#12</td><td>N41° 56' 51"E140° 09'06"</td></tr><tr><td>#13</td><td>N41° 56' 49"E140° 08'53"</td></tr></table> ■山地災害危険地区 本方法書には山地災害危険地区 1)の記載がありません。国土保全の上で重要な評価項目ですので追加してください。 風車#2と風車#5を結ぶ稜線の北側斜面は地すべり危険地区です(危険地区番号 361-361-0002)。また、風車#1と三角点 157.2mを結ぶ稜線の南西斜面は崩壊土砂流出危険地区です(危険地区番号 361-361-0001,361-361-0003,361-361-0004-361-361-0005)。 これらの危険地区の森林は、土砂崩壊防備保安林に指定されています(図 3-2.11(2))。図 2.2-2によれば、風車ヤードやアクセス道路を造るために、これらの地区の樹木が大規模に伐採され、土地が改変される計画です。 風車の大きさから推定して、風車ヤードは 50～60m 四方、アクセス道路の幅員は 5m以上と推定します。さらに、両側数mの樹木が伐採されることになると思います。山地災害危険地区に於いて、このように大規模な樹木の伐採や土地の改変を行うことは危険です。盛土、切土の規模が大きくなり、大雨、雪解けで崩壊し、土砂災害を引き起こす恐れがあります。 土砂災害を避けるため、道路や風車ヤードのきめ細かな補修が必要です。供用期間中は貴社の責任で、貴社の費用負担で補修するのでしょうか。供用期間終了後はどうでしょうか。林業にとって重いコストにならないでしょうか。明確な回答を求めます。 1) 北海道山地災害危険地区マップ https://hkd-tsn-kikenchiku.jp/	風車番号	緯度経度	#1	N41° 57' 19"E140° 09'12"	#2	N41° 57' 29"E140° 09'17"	#3	N41° 57' 35"E140° 09'29"	#4	N41° 57' 18"E140° 09'35"	#5	N41° 57' 26"E140° 09'51"	#6	N41° 57' 15"E140° 10'06"	#7	N41° 57' 23"E140° 10'13"	#8	N41° 57' 05"E140° 10'14"	#9	N41° 57' 15"E140° 10'27"	#10	N41° 56' 40"E140° 09'33"	#11	N41° 56' 51"E140° 09'21"	#12	N41° 56' 51"E140° 09'06"	#13	N41° 56' 49"E140° 08'53"	今後、以下に示すとおり土砂災害の発生防止や生態系への影響に留意しながら、事業を推進していきたいと考えております。 方法書段階では、今後の計画において風車の削減や位置の変更が考えられることから、敢えて風車番号を記載しておりませんでした。ご指摘を踏まえ、今後の参考とさせていただきます。 ご指摘いただきました「山地災害危険地区」につきましては、準備書において記載いたします。対象事業実施区域内の一部には、地すべり危険地区や崩壊土砂流出危険地区、土砂流出防備保安林が分布しているため、今後の風力発電機ヤードや工事用・管理用道路の詳細設計においては、これらの指定区域に十分留意し、土砂崩壊等が発生しないよう配置を計画してまいります。 供用期間中の風力発電機ヤードや管理用道路の補修は弊社で対応いたします。供用期間終了後の利用や管理につきましては、現時点では未定です。
風車番号	緯度経度																													
#1	N41° 57' 19"E140° 09'12"																													
#2	N41° 57' 29"E140° 09'17"																													
#3	N41° 57' 35"E140° 09'29"																													
#4	N41° 57' 18"E140° 09'35"																													
#5	N41° 57' 26"E140° 09'51"																													
#6	N41° 57' 15"E140° 10'06"																													
#7	N41° 57' 23"E140° 10'13"																													
#8	N41° 57' 05"E140° 10'14"																													
#9	N41° 57' 15"E140° 10'27"																													
#10	N41° 56' 40"E140° 09'33"																													
#11	N41° 56' 51"E140° 09'21"																													
#12	N41° 56' 51"E140° 09'06"																													
#13	N41° 56' 49"E140° 08'53"																													

No.	意見の概要	当社の見解
30-2	■逆川鳥獣保護区 逆川鳥獣保護区は対象事業実施区域内に開いた穴のように見えます(図3.1-26(2))。飛翔高度より遥かに高い風車に固まれて鳥類が生きていけるか疑問です。低周波音や超低周波音に対する動物の反応も解明されていません。生息地を放棄する恐れがあります。工事の影響、風車稼働の影響を調べるため、長期間にわたって生息数調査を行う必要があります。	現地調査により、対象事業実施区域及び周辺を飛翔する鳥類の飛翔高度も把握し、風車による影響について予測いたします。低周波音や超低周波音に対する動物の反応について、明らかな関連を示す文献や知見は確認されておきませんが、工事中及び供用後の事後調査において、生態系の上位に位置し、風力発電事業により影響を受ける可能性が考えられる希少猛禽類を対象に生息状況を把握していく考えです。
30-3	■残土 残土を対象事業実施区域内で処分する場合、谷を埋めて残土処分場を造ることはやめてください。沢の生態系に壊滅的なダメージを与えるだけでなく、土砂災害の恐れがあります。 以上	対象事業実施区域内に残土置場を設置する場合は、谷部ではなく、沢の生態系への影響や土砂災害の恐れがない場所で検討いたします。

新聞による公告

北海道新聞函館版(令和6年7月31日(水)朝刊33面)

お知らせ
環境影響評価法に基づき、「(仮称)江差第一風力発電事業環境影響評価書」を作成しましたので、次のとおり公告いたします。

一、事業者の名称 江差ウインドパワー株式会社
代表者 代表取締役 福田 貴徳
所在地 北海道檜山郡江差町宇泊町二四四番地

二、特定対象事業の名称(仮称) 江差第一風力発電事業
種類 風力(陸上)
規模 総出力約三万七千八百キロワット
(単機定格出力四千二百〜六千二百キロワット級、最大九基)※総出力を約三万七千八百キロワットまで制御して運転する

三、対象事業実施区域 北海道檜山郡江差町
四、環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲 檜山郡江差町、爾志郡乙部町、檜山郡厚沢部町
五、縦覧の場所 北海道檜山振興局保健環境部環境生活課、江差町役場総務課、乙部町役場、厚沢部町役場
期間 令和六年七月三十一日(水)〜九月十三日(金)(土・日・祝祭日を除く)

(但し、法律に基づく縦覧期間は、令和六年七月三十一日(水)〜八月三十日(金) 時間 各縦覧場所の開庁時間に準ずる
電子縦覧 事業者ホームページ
(<https://synergy.co.jp/news/20240731-9086.html>)

六、意見書の提出
方法書について、環境の保全の見地からの意見をお持ちの方は、「氏名、住所、方法書の名称、ご意見(日本語)」を明記の上、次の方法で意見書を提出することができます。
提出方法 縦覧場所に備え付けの意見書箱に投函頂くか、次の事業者宛てに郵送してください。
シン・エナジー株式会社 風力部 気付 千六五二〇〇八七
〒六五二〇〇八七 兵庫県神戸市中央区御幸通八一―六神戸国際会館一四階
七、意見書の提出期限 令和六年九月十三日(金)午後五時まで
(郵送の場合は当日消印有効)

八、説明会の開催を予定する場所及び日時
江差町水堀コミュニティセンター集會室(江差町水堀町二八) 令和六年八月二十六日(月)午後六時三十分から
乙部町民会館大ホール(乙部町字館浦四二) 令和六年八月二十七日(火)午後六時三十分から
厚沢部町民交流センターあゆみ交流ホール(厚沢部町新町八二六) 令和六年八月二十八日(水)午後六時三十分から

函館新聞(令和6年7月31日(水)朝刊11面)

お知らせ
環境影響評価法に基づき、「(仮称)江差第一風力発電事業環境影響評価書」を作成しましたので、次のとおり公告いたします。

一、事業者の名称 江差ウインドパワー株式会社
代表者 代表取締役 福田 貴徳
所在地 北海道檜山郡江差町宇泊町二四四番地

二、特定対象事業の名称(仮称) 江差第一風力発電事業
種類 風力(陸上)
規模 総出力約三万七千八百キロワット
(単機定格出力四千二百〜六千二百キロワット級、最大九基)※総出力を約三万七千八百キロワットまで制御して運転する

三、対象事業実施区域 北海道檜山郡江差町
四、環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲 檜山郡江差町、爾志郡乙部町、檜山郡厚沢部町
五、縦覧の場所 北海道檜山振興局保健環境部環境生活課、江差町役場総務課、乙部町役場、厚沢部町役場
期間 令和六年七月三十一日(水)〜九月十三日(金)(土・日・祝祭日を除く)

(但し、法律に基づく縦覧期間は、令和六年七月三十一日(水)〜八月三十日(金) 時間 各縦覧場所の開庁時間に準ずる
電子縦覧 事業者ホームページ
(<https://synergy.co.jp/news/20240731-9086.html>)

六、意見書の提出
方法書について、環境の保全の見地からの意見をお持ちの方は、「氏名、住所、方法書の名称、ご意見(日本語)」を明記の上、次の方法で意見書を提出することができます。
提出方法 縦覧場所に備え付けの意見書箱に投函頂くか、次の事業者宛てに郵送してください。
シン・エナジー株式会社 風力部 気付 千六五二〇〇八七
〒六五二〇〇八七 兵庫県神戸市中央区御幸通八一―六神戸国際会館一四階
七、意見書の提出期限 令和六年九月十三日(金)午後五時まで
(郵送の場合は当日消印有効)

八、説明会の開催を予定する場所及び日時
江差町水堀コミュニティセンター集會室(江差町水堀町二八) 令和六年八月二十六日(月)午後六時三十分から
乙部町民会館大ホール(乙部町字館浦四二) 令和六年八月二十七日(火)午後六時三十分から
厚沢部町民交流センターあゆみ交流ホール(厚沢部町新町八二六) 令和六年八月二十八日(水)午後六時三十分から

広報誌によるお知らせ(江差町、厚沢部町)

広報えさし(令和 6 年 8 月号)

「(仮称)江差第一風力発電事業環境影響評価方法書」縦覧のお知らせ

環境影響評価法に基づき「(仮称)江差第一風力発電事業環境影響評価方法書」の縦覧を次のとおり行います。

■縦覧場所
・檜山振興局保健環境部環境生活課
・役場総務課

■縦覧の期間・時間
縦覧期間：7月31日(水)から9月13日(金)まで(土・日・祝日を除く)

(ただし、法律に基づく縦覧期間は7月31日(水)から8月30日(金)まで)

■縦覧時間
午前8時45分から午後5時15分

■説明会
8月26日(月)午後6時30分から
水堀コミュニティセンター集会所
※乙部町、厚沢部町でも開催されます

■意見書の提出について
(1)縦覧場所に備え付けの意見書箱に投函
※9月13日(金)まで
(2)事業者宛てに郵送
※9月13日(金)まで

※9月13日(金)まで(当日消印有効)
シン・エナジー株式会社 風力部
〒651-0087 兵庫県神戸市中央区御幸通8-1-6 神戸国際会館14階
※封筒に「意見書在中」と明記してください

【お問い合わせ先】
シン・エナジー株式会社 風力部
(担当：福田)
(☎078-6000-2660(代表))

広報あつさぶ(令和 6 年 8 月号)

「(仮称)江差第一風力発電事業環境影響評価方法書の縦覧について

江差ウインドパワー㈱は、「(仮称)江差第一風力発電事業」に関する環境影響評価方法書」を、環境影響評価法第7条に基づき、次の通り公表します。

●縦覧期間及び場所
★期間 7月31日(水)から9月13日(金)まで
(法律に基づく縦覧期間は8月30日(金)まで)

※土曜・日曜・祝日を除く

★時間 役場開庁時間
(8時30分～17時15分)

★場所 役場1階ロビー

●説明会
★日時 8月28日(水)
18時30分～

★場所
町民交流センターあゆみ

【問合せ先】
シン・エナジー㈱ 風力部
(☎078-6000-2660)

ポスティングによるお知らせ(乙部町)

ポスティング(令和6年7月31日付)

令和6年7月

乙部町の皆さまへ

江差ウインドパワー株式会社

「(仮称)江差第一風力発電事業環境影響評価方法書」の届出及び縦覧等のお知らせ

このたび、江差ウインドパワー株式会社は、「環境影響評価法」に基づき、「(仮称)江差第一風力発電事業環境影響評価方法書[※]」(以下、「方法書」)を経済産業大臣に届出を行いました。

方法書の内容について、下記のとおり縦覧等を行います。

※「方法書」とは…

方法書とは、今後の環境影響評価において、どのような項目について、どのような手法で調査、予測及び評価をしていくのかという計画を示したものです。

◆事業者の名称

江差ウインドパワー株式会社
(シン・エナジー株式会社 100%子会社)

◆特定対象事業の名称

(仮称)江差第一風力発電事業

◆特定対象事業により設置される発電所の出力

総出力37,800kW
(単機定格出力4,200～6,100kW級、最大9基を設置)
※総出力を約37,800kWで制御して運転

◆対象事業実施区域

北海道檜山郡江差町(右図参照)

◆方法書の縦覧場所、縦覧期間・時間

縦覧場所: 乙部町役場
縦覧期間: 令和6年7月31日(水)から9月13日(金)まで
(土・日・祝祭日を除く)
※但し、法律に基づく縦覧期間は
令和6年7月31日(水)から8月30日(金)まで
縦覧時間: 縦覧場所の開庁時間に準ずる

◆電子縦覧

方法書の内容については、下記からもご覧いただけます。
<https://symenergy.co.jp/news/20240731-9086.html>

◆説明会

令和6年8月27日(火)18時30分～ 乙部町町民会館大ホール

◆意見書の提出について

方法書の内容について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、「氏名、住所、方法書の名称、ご意見(日本語)」を明記の上、下記(1)または(2)の方法でご提出ください。

(1) 乙部町役場の縦覧場所に備え付けの意見書箱に投函 ※令和6年9月13日(金)まで

(2) 下記宛てに郵送 ※令和6年9月13日(金)まで(当日消印有効)

シン・エナジー株式会社 風力部 気付

〒651-0087 兵庫県神戸市中央区御幸通8-1-6 神戸国際会館14階

※封筒に「意見書在中」と明記してください。

◆お問い合わせ先

シン・エナジー株式会社 風力部 担当: 福田 TEL 078-600-2660(代表)
(土・日・祝日を除く午前9時から午後5時まで)



インターネットによるお知らせ(事業者)

事業者ウェブサイト(1/2)

Symenergy 事業を知る 社会と共に 会社情報 採用情報 お問い合わせ 

>2024.07.31

ニュース 「(仮称)江差第一風力発電事業環境影響評価方法書」の届出及び縦覧のお知らせ

このたび、江差ウインドパワー株式会社は、「環境影響評価法」に基づき、「(仮称)江差第一風力発電事業環境影響評価方法書※」(以下、「方法書」)を経済産業大臣に届出を行うとともに、北海道知事、江差町長、乙部町長及び厚沢部町長に送付いたしました。

方法書の内容については、下記のとおり縦覧を行います。

※「方法書」とは・・・
方法書とは、今後の環境影響評価において、どのような項目について、どのような手法で調査、予測及び評価をしていくのかという計画を示したものです。方法書の手続きでは、事業者は方法書を縦覧するとともに説明会を開催し、住民など一般の方々には環境保全の見地からの意見を提出することができます。

■事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
事業者の名称：江差ウインドパワー株式会社（シン・エナジー株式会社 100%子会社）
代表者の氏名：代表取締役 福田 貴徳
主たる事務所の所在地：北海道檜山郡江差町字泊町1144番地

■特定対象事業の名称
(仮称)江差第一風力発電事業

■特定対象事業により設置される発電所の原動力の種類
風力（陸上）

■特定対象事業により設置される発電所の出力
総出力37,800kW（単機定格出力4,200～6,100kW級、最大9基を設置）
※総出力を約37,800kWで制御して運転

■対象事業実施区域
北海道檜山郡江差町

■方法書の縦覧の期間・時間
縦覧期間：令和6年7月31日（水）から令和6年9月13日（金）まで（土・日・祝祭日を除く）
（但し、法律に基づく縦覧期間は令和6年7月31日（水）から令和6年8月30日（金）まで）
縦覧時間：各縦覧場所の開庁時間に準ずる

■縦覧場所
・北海道檜山振興局保健環境部環境生活課
・江差町役場総務課
・乙部町役場
・厚沢部町役場

■電子縦覧
方法書の内容については、下記からご覧いただけます。なお、印刷・ダウンロードはできません。
複製や加工、他のホームページ等への掲載等を禁じます。

「(仮称)江差第一風力発電事業環境影響評価方法書」

・表紙、目次

・第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

・第2章 対象事業の目的及び内容

・第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況 第1節 自然的状況

・第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況 第2節 社会的状況

・第4章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

・第5章 環境影響評価方法書を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

・資料編

「(仮称)江差第一風力発電事業環境影響評価方法書 要約書」

■説明会

以下のとおり、方法書の内容に係る説明会を開催します。

①令和6年8月26日(月) 18時30分～

水堀コミュニティセンター集会室(江差町水堀町28)

②令和6年8月27日(火) 18時30分～

乙部町民会館大ホール(乙部町字館浦4-1)

③令和6年8月28日(水) 18時30分～

町民交流センターあゆみ(厚沢部町新町181-6)

■意見書の提出について

方法書の内容について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、「氏名、住所、方法書の名称、ご意見(日本語)」を明記の上、下記(1)または(2)の方法でご提出ください。

(1) 上記縦覧場所に備え付けの意見書箱に投函 ※令和6年9月13日(金)まで

(2) 江差ウインドパワー株式会社宛てに郵送 ※令和6年9月13日(金)まで(当日消印有効)

シン・エナジー株式会社 風力部気付

〒651-0087 兵庫県神戸市中央区御幸通8-1-6神戸国際会館14階

※封筒に「意見書在中」と明記してください。

※「[意見書フォーマット](#)」→ダウンロードしてご自由にお使いください。

■お問い合わせ先

シン・エナジー株式会社 風力部

担当: 福田 TEL 078-600-2660(代表)

(土・日・祝日を除く、午前9時半から午後5時まで)

インターネットによるお知らせ(北海道庁)

北海道庁ウェブサイト



HOME > 環境生活部 > 環境保全局環境政策課 > 環境影響評価情報トップページ

環境影響評価情報トップページ

- ページ内目次
- 新着情報
 - 北海道環境影響評価審議会
 - 環境影響評価図書縦覧情報
 - 公聴会等開催情報
 - 環境影響評価対象案件
 - 北海道環境影響評価条例、規則等
 - 北海道環境データベース
 - 関係リンク集
 - 条例に係る再エネ発電事業に関するお問い合わせ



新着情報

- ・「(仮称) 江差第一風力発電事業 環境影響評価方法書」の縦覧が始まりました。(7/31)
- ・令和6年度(2024年度)第4回北海道環境影響評価審議会を開催しました。(7/26)
- ・「(仮称) 今金せたな風力発電事業環境影響評価方法書」に対する知事意見を述べました。(7/25)
- ・「(仮称) 厚沢部風力発電事業環境影響評価方法書」に対する知事意見を述べました。(7/25)
- ・「(仮称) 松前2期風力発電事業環境影響評価準備書」に対する知事意見を述べました。(7/25)
- ・「(仮称) 知内風力発電事業環境影響評価方法書」に対する知事意見を述べました。(7/25)
- ・「(仮称) 浜巻別ウインドファーム(仮称) 設置計画 計画段階環境配慮書」に対する知事意見を述べました。(7/25)
- ・「(仮称) 島牧美川・折川ウインドファーム事業 計画段階環境配慮書」の縦覧が始まりました。(7/9)
- ・「(仮称) 島牧郡島牧沖上風力発電事業 計画段階環境配慮書」の縦覧が始まりました。(7/2)

カテゴリ

> 環境影響評価

環境保全局環境政策課メニュー

- 注目情報
- 入札情報等
- > 入札
- > パソコン
- > 公募
- トピックス
- 関連機関
- 関連リンク
- 政策一覧
- > 行政情報
- > 環境政策
- > 環境教育
- > 協働・普及啓発
- > 環境影響評価
- > 特定の開発行為
- > 水道・飲用井戸



インターネットによるお知らせ(江差町)

江差町ウェブサイト

江差町 ESASHI TOWN

文字サイズ 標準 拡大 背景色 標準 黒 Language 言語を選択

お問い合わせ サイトマップ 交通アクセス サイト内検索 検索

ホーム まちの情報 観光情報 Travel Guide 暮らしの情報 町政情報

まちの情報

- 江差町について
- 統計
- 産業
- 交通案内
- 江差の歴史・文化
- 江差の郷土芸能
- 空中散歩

概要

江差町

面積 : 109.53km² (前月比)
人口 : 6,694人 (-17人)
男 : 3,224人 (-12人)
女 : 3,470人 (-5人)
世帯数 : 4,028世帯 (-7世帯)
(令和6年6月末現在)

ホーム > まちの情報 > 「(仮称)江差第一風力発電事業 環境影響評価方法書」の縦覧及び住民説明会のお知らせ

「(仮称)江差第一風力発電事業 環境影響評価方法書」の縦覧及び住民説明会のお知らせ

環境影響評価法に基づき「(仮称)江差第一風力発電事業 環境影響評価方法書」の縦覧及び住民説明会を下記のとおり行います。

■縦覧場所
・北海道山根興局保健環境部環境生活課
・江差町役場総務課

■縦覧の期間・時間
縦覧期間: 令和6年7月31日(水)から8月13日(金)まで(土・日・祝祭日を除く)
※但し、法律に基づく縦覧期間は令和6年7月31日(水)から8月30日(金)まで
縦覧時間: 午前9時45分から午後5時15分

■説明会
令和6年8月26日(月)18時30分～ 江差町水堀コミュニティセンター集会所
※乙部町、厚沢部町でも開催されます。

■意見書の提出について
(1) 上記縦覧場所に備え付けの意見書箱に投函 ※令和6年9月13日(金)まで
(2) 事業者宛てに郵送 ※令和6年9月13日(金)まで(当日消印有効)
シン・エナジー株式会社 風力部宛付
〒651-0087 兵庫県神戸市中央区御幸通8-1-6 神戸国際会館14階
※封筒に「意見書在中」と明記してください。

■お問い合わせ先
シン・エナジー株式会社 風力部(担当: 福田)
電話 078-600-2860(代表)
(土・日・祝日を除く午前9時～午後5時まで)

この記事の1行目に飛ぶ

江差町ゼロカーボンシティを宣言しました まちの情報 江差町は北海道初の「日本遺産」認定のまち

インターネットによるお知らせ(厚沢部町)

厚沢部町ウェブサイト(1/2)

厚沢部町ウェブサイト(1/2)

厚沢部町 Asasabu Town

暮らし・手続き / しごと・産業 / 観光 / 町政情報

① 大事なお知らせ

ページID: 0008682
更新日: 2024年7月31日更新
印刷ページ表示

「(仮称) 江差第一風力発電事業 環境影響評価方法書」の縦覧及び住民説明会のお知らせ

江差ウィンドパワー株式会社が計画する「(仮称) 江差第一風力発電事業」について、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法をとりまとめた「環境影響評価方法書」を以下のとおり縦覧するとともに、住民説明会を開催いたします。

事業名称

(仮称) 江差第一風力発電事業

対象事業実施区域

北海道陸田郡江差町

縦覧場所

厚沢部町役場 (1階ロビー)

インターネットによる公表

7月31日から下記URLより閲覧可能となります。
<https://synergy.co.jp/contents/20240731-008682.html> <外部リンク>

縦覧期間

令和6年7月31日(水曜日)～令和6年9月13日(金曜日)
 (法律に基づく縦覧期間は令和6年7月31日(水曜日)～令和6年8月30日(金曜日))

意見書受付期間

令和6年7月31日(水曜日)～令和6年9月13日(金曜日)

※環境影響評価方法書について、ご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見を記入のうえ、意見書受付期間終了日までに、縦覧場所に併設付けの意見書箱にご投函いただくか、下記のお問い合わせ先へご連絡ください(当日消印有効)。

縦覧・意見書受付時間

土・日・祝日を除く 開庁時(8時30分～17時15分)

インターネットによるお知らせ(厚沢部町)

厚沢部町ウェブサイト(2/2)

住民説明会(開催日時、会場)

令和6年8月28日(水曜日) 18時30分から 町民交流センター(厚沢部町新町181-6)

問合せ先

シンエナジー株式会社
住所: 〒651-0087 兵庫県神戸市中央区御幸通9-1-6 神戸国際会館14階
担当: 風力部 藤原 (土・日・祝日を除く、9時から17時まで)
電話: 078-600-2660 (代番)

このページに関するお問い合わせ先

[風力部](#) 政策推進係

庁舎1階
Tel: 0139-64-3312 Fax: 0139-67-2815
[お問い合わせ先](#)

[ホーム](#) [お問い合わせ](#) [アクセス](#) [お問い合わせ](#)

Top

意見書のフォーマット

(仮称)江差第一風力発電事業 環境影響評価方法書

意 見 書

ご住所 _____

ご氏名 _____

環境の保全の見地からのご意見をお持ちの場合は、ご記入願います。

注1：本用紙の情報は、個人情報保護の観点から適切に取扱います。

2：この用紙に書ききれない場合は、裏面又は同じ大きさ（A4サイズ）の用紙をお使い下さい。